

地主・経営者のための
情報マガジン

1

January

あぐりタイムズ / 2022 vol.198

AgriTimes

**令和4年1月から電子取引(請求書等)
のデータ保存が義務化
すべての個人事業者と法人が対象です**

営業職に役立つ!

ゴルフの
心髄



ストーンヘンジ

**修繕の出費・
備品購入等で
経費にできるもの**

“FMヨコハマ”で
CM放送中

ラ・ラ・ラ
ランドマ〜ク♪



令和4年1月から 電子取引(請求書等)の データ保存が義務化

すべての個人事業者と法人が対象です (改正電子帳簿保存法)

今年の冬は、改正電子帳簿保存法(以下、電帳法という)への対応が求められることとなりました。電帳法は経済社会のデジタル化を踏まえ平成10年に制定され、帳簿・書類を電子的に保存する際の手続き等について改正を重ねてきましたが令和3年度は抜本的な見直しがされました。最大の改正点は、メールやサイト上などで提供される請求書・領収書等(電子取引)について今までは出力した紙で保存することができたのですが、今後はそれでは「国税関係書類の保存義務」の要件を満たさないこととなり、一定の要件を満たしたデータで保存することがすべての事業者に対して義務化された点です。

電帳法は「電子帳簿書類保存」「スキャナ保存」「電子取引保存」の3つの分野で構成されていて、分けて考えることが大事です。税務調査の方法にも今後影響してくる考えられますので「3電子取引保存」の義務化を中心に確認して参りましょう。

今回は宮崎が
お伝えします!



1 電子帳簿書類保存(任意)

電子的に自己が作成した帳簿・書類(請求書・領収書等)をデータのまま保存できる特例です。各税法により定められた「7年間の帳簿等の保存義務※」を原則の「紙保存」に代えて、「電子帳簿等による保存」の特例を適用したい場合の要件が緩和され、下記電子帳簿の区分に応じた各要件を満たせば可能となりました。(改正前は事前承認が必要でした)

※所得税法上の請求書・見積書・納品書等については、保存義務は5年間となります。

電子帳簿が「優良な電子帳簿」と「一般の電子帳簿」の2つに分かれました。

一般の電子帳簿の要件

- ①モニター等とシステムの概要書等を備付ける義務があります。(可視性の担保)
- ②調査の際に「税務職員による質問検査権に基づくデータのダウンロードの求めに応じる」(以下「ダウンロードに応じる」という)ことができるようにしている必要があります。ただし、優良な電子帳簿の要件を全て満たしているときは②は不要となります。(真実性の担保)

優良な電子帳簿の要件

上記①の要件に加え、改正前の要件である下記③④⑤の要件を充足する帳簿を「優良な電子帳簿」と呼ぶこととなりました。

- ③訂正削除履歴が残るシステムを使用すること。(真実性)
- ④相互関連性(例:元帳の売上と売掛帳等)を確保すること。(真実性)
- ⑤検索機能を確保すること(可視性)

【検索機能の要件★】記録項目は日付・金額・取引先に限定されるように緩和され、この3項目により検索できることが要件となりました。さらに、「日付または金額の範囲指定により検索できること」と「3項目の内2つ以上の任意の項目を組み合わせた条件により検索できること」も要件となっていますが、調査の際にダウンロードに応じることができるようにしている場合には、この範囲指定検索・組み合わせ検索は不要となります。

- ①【過少申告加算税の軽減措置】優良な電子帳簿の場合は、「届出書」を提出しておくことで、この帳簿に基づく申告漏れに対する過少申告加算税の5%軽減措置を受けることができるようになりました。
- ②【所得税の青色申告特別控除65万円】この特例は、電子帳簿利用又は電子申告を要件の一部としますが、電子帳簿を要件とする場合は「届出書」を提出した「優良な電子帳簿」のみが適用対象となります。電子申告を要件としている場合は従来通り65万円控除可能です。

「届出書」の提出期限

上記「届出書」は、適用を受けたい初年度に係る確定申告書提出期限までに提出することでその年度以降につき上記①②の適用があることとなりました。ただし、その事業年度の当初より各要件を満たす必要がありますので、年度開始前から運用の準備をしていくとよいでしょう。

◎「届出書」は令和4年1月1日以降に提出できます。様式は令和3年11月に公表予定です。

「改正前の電子帳簿保存の承認を受けている者」の運用

取消届を出さない限り改正前通りの運用です。上記②の適用は従来通りできますが、上記①の適用を受けるには、改めてその旨を記載した「届出書」の提出が必要となります。(国税庁HP「電帳法一問一答」の「帳簿書類関係Q&A」問51参照)

2 スキャナ保存(任意)

紙で受領又は発行した書類については、下記(1)(2)等の要件を満たせば、スキャナで画像データとして保存し、保存後すぐに紙を廃棄してよいこととなりました。

- (1)真実性を担保する要件:④または⑤のいずれかの方法によります。
④タイムスタンプ(付与期間が「受領後2か月と7営業日以内」に統一され緩和されました。)を付与していること。
⑤保存時刻と履歴が残るシステムでの保存によること。

(2)可視性を担保する要件:検索機能を確保することです。記録項目は日付・金額・取引先に限定されるように緩和され、この3項目により検索できることが要件となりました。(詳しくは①の⑤【検索機能の要件★】と同様です。)

●その他の要件……解像度要件・相互関連性の確保、モニター等とシステムの概要書等の備付の義務等。

- (3)改ざん等の不正への措置:重加算税の10%加重措置となりました。

3 電子取引保存

メール等で請求書等を受信したり、備品購入の領収書等をサイト上で受領することも増えてきましたが、これらの電子取引については、下記(1)(2)等の要件を満たした状態で電子データのまま保存することがすべての事業者に対して義務化されましたので対応して参りましょう。

※消費税法上では引き続き出力書面による保存と仕入税額控除は可能とされます。(令和5年10月開始予定のインボイス制度上で電子インボイスを利用する場合も関係してきます。)

(1) 真実性を担保する要件: 下記3つの方法のいずれかの方法により保存すること。

- ① 相手又は自分での**タイムスタンプ**(付与期間が「受領後2か月と7営業日以内」に統一され緩和されました。)を付与されていること。
- ② **保存時刻と履歴が残るシステム**で保存すること。
- ③ 「正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する**事務処理の規定**」を定めた上で規程に沿った運用をすること。

◎上記では③が最も容易な方法だといわれています。「電子取引関係Q&A」問24でこの規程の個人・法人のサンプルをダウンロードできますので利用して作成致しましょう。

(2) 可視性を担保する要件: **検索機能を確保**することです。

記録項目は日付・金額・取引先に限定されるように緩和され、この3項目により検索できることが要件となりました。(詳しくは11の⑤【**検索機能の要件★**】と同様です。)

◎ただし基準期間の売上が1,000万円以下の事業者については、調査の際にダウンロードに依ることができるようにしている場合は、検索要件自体が不要となっています。

(基準期間とは、消費税と同じで前々事業年度の売上高を基準とします。)

●その他の要件……モニター等とシステムの概要書等の備付による見読性の確保等。

検索要件を満たす整理方法の例 (「電子取引関係Q&A」問12参照)

例1 ファイル名の整理による方法
例えば2022年10月31日に(株)国税商事から受領した110,000円の電子請求書は、「20221031_(株)国税商事_110,000円」と日付・金額・取引先名をファイル名に入れた上で取引先名等のフォルダーに入れて完了とする方法。

例2 索引簿を使用する方法
受領した請求書等のデータのファイル名には連番のみを付して、内容は索引簿で検索する方法。下記索引簿は「電子取引関係Q&A」問12からダウンロードできます。

連番	日付	金額	取引先	備考
①	20210131	110,000	(株)霞商店	請求書
②	20210210	330,000	国税工務店(株)	注文書
③	20210228	330,000	国税工務店(株)	領収書
④				
⑤				

【実務上での義務クリアのポイント】

例えば、要件(1)に対しては③の規程を作成し、要件(2)に対しては索引簿を作成することで③の要件はすべてクリアし、この新たな義務を遵守できることとなります。

(3) **改ざん等の不正への措置**: 加重算税の10%加重措置となりました。

「電子取引保存」への対応が難しい方も多いと思われるので、何かお困りの点があれば、ランドマーク税理士法人までご相談下さい。

ランドマーク便り メディア掲載情報



【日本経済新聞】

9月22日(水)朝刊 30面
「信頼できる相続・贈与に詳しい相続税理士50選」に相続専門の税理士として、ランドマーク税理士法人が掲載されています。



【日本経済新聞】9月25日(土)朝刊 21面
「住宅取得、支援策を見極め」に弊社代表税理士清田のコメントが掲載されています。



12月 セミナー・税務無料相談会のご案内

セミナー

12月 節税はこうする! 確定申告セミナー

12月21日(火) 丸の内会場
14:00~16:00 TEL:03-6269-9996

税務無料相談会

12月15日(水) 池袋会場
14:00~16:00 TEL:03-5904-8730

12月15日(水) みなとみらい会場
14:00~16:00 TEL:045-263-9730

12月15日(水) 新宿会場
14:00~16:00 TEL:03-6709-8135

12月15日(水) 横浜駅前会場
14:00~16:00 TEL:045-755-3085

12月15日(水) 川崎会場
14:00~16:00 TEL:044-589-4110

12月15日(水) 湘南台会場
14:00~16:00 TEL:0466-86-7025

12月16日(木) 朝霞台会場
14:00~16:00 TEL:048-424-5691

12月16日(木) 町田会場
14:00~16:00 TEL:042-720-4300

12月16日(木) 新横浜会場
14:00~16:00 TEL:045-350-5605

こちらからお申込み受付中! ▶ <https://www.landmark-tax.com/seminar/>

清田のひとりごと



代表社員 清田幸弘

みなさん、美味しいものは好きかと思ます。美味しいお店はどのようにして探していますか? 口コミや、ネット、TV等様々ありますが、忘れてはいけないのがミシュランガイドではないでしょうか。ミシュランガイドは、パリ万博が行われた1900年、自動車運転者向けのガイドブックとしてフランスで発行されたのが始まりです。第一次世界大戦に伴い1915年から1918年まで出版が中断したものの、1930年代にはレストランを星で格付けする方式が開始されました。ミシュランの本業はタイヤメーカーであり、ガイドブックの発行は自動車旅行の活発化が目的でした。当時はまだ炭素によるゴムの強化が発見されておらず、タイヤの色は白かったそうです。また、その積み重なったタイヤから連想され生まれたキャラクター、通称「ミシュランマン」はグルメキャラとしてお馴染みですが、正式名称は「ピバンダム」。

名前の由来はラテン語のフレーズ、"Nunc est bibendum" (今こそ全て飲み込む時) から来ています。当時、車輪に硝子や釘など鋭いものが食い込んで駄目になることが多い中、ミシュラン製のタイヤは全てを飲み込む強いタイヤ、という意味を込めて名づけられたそうですよ。さて、ピバンダムマニアには有名なミシュラン・ハウスがイギリスのサウス・ケンジントンにあります。1911年にタイヤ会社ミシュランのUK本社として建てられましたが今は別オーナーとなり、オイスターバーや、カフェが人気のようです。ミシュランがミシュランに星を付けたかどうかは…不明ですが、スタンドグラスにピバンダムがあしらってあったり、床にモザイクでピバンダムが描かれてあったり。建物自体がユニークな作りになっています。ぜひ行ってみたいですね。

修繕の出費・備品購入等で経費にできるもの

今回は
岡山(国税OB)
がお伝えします!



不動産賃貸業を営んでいて、アパートの修理代や追加の備品等の支払いが出てくるようになりました。これらの支払いは、一度に経費として計上できないのでしょうか。

事業を営んでいる方は、多くの事業用財産を抱え、日常的にその修繕・追加購入を行います。これらに係わる出費は、必要経費として全額計上するものもあれば、資産として計上して減価償却の対象とするものもあります。今回は、混乱が多いこの両者の切り分け方についてご説明していきます。

A

解説

1 資産として計上するもの

1年を超える期間にわたって事業に使用される建物・構築物・機械装置・車輛運搬具・工具器具備品などは、その全額を取得した年度の経費とすることは適切ではなく、資産に計上したうえで、その使用可能期間に経費として配分していくことが合理的です。この経費配分の手続を「減価償却」といいます。(まだ事業に使用していないものについては減価償却を開始することはできません。)逆に、減価償却できない資産とは、時とともに価値が減少しないもの、例えば土地や借地権・書画骨董などです。

2 一度に経費計上できる備品等の要件は?

①少額の減価償却資産

取得価額が10万円未満のもの、あるいは使用可能期間が1年未満のものについては少額の減価償却資産として一度に経費計上することができます。10万円未満かどうかという判定は、通常1単位として取引される単位で判定します。例えば、アパートが8室あり、各部屋にそれぞれ9万円のカーテンを取付けたとします。カーテンは、8室あわせて機能を果たすわけではなく、部屋ごとにその機能を果たすものですので、8室分を合計した72万円を資産として計上するのではなく、部屋ごとのカーテンの取得価額で判定し、この場合10万円未満であるため全額を一度に経費計上できます。

②減価償却資産

減価償却資産(取得価額が10万円以上で、かつ使用可能期間1年以上のもの)を取得するために支出した金額は、原則として使用を始めた時に一度に経費計上することはできず、減価償却の方法により、各期に経費として配分されます。

③一括償却資産

10万円以上であっても、20万円未満のものについては、「一括償却資産」として処理することができます。この資産は耐用年数に基づいて償却計算するのではなく、同一事業年度内に業務の用に供した一括償却資産をまとめて、3年で均等償却できるという制度です。

④少額減価償却資産

青色申告者である中小企業者(従業員500人以下。)の場合、取得価額が30万円未満のものは少額減価償却資産として(年300万円を限度として、)その全額を経費計上できる特例があります(令和4年3月31日までに業務の用に供したものに限り)。

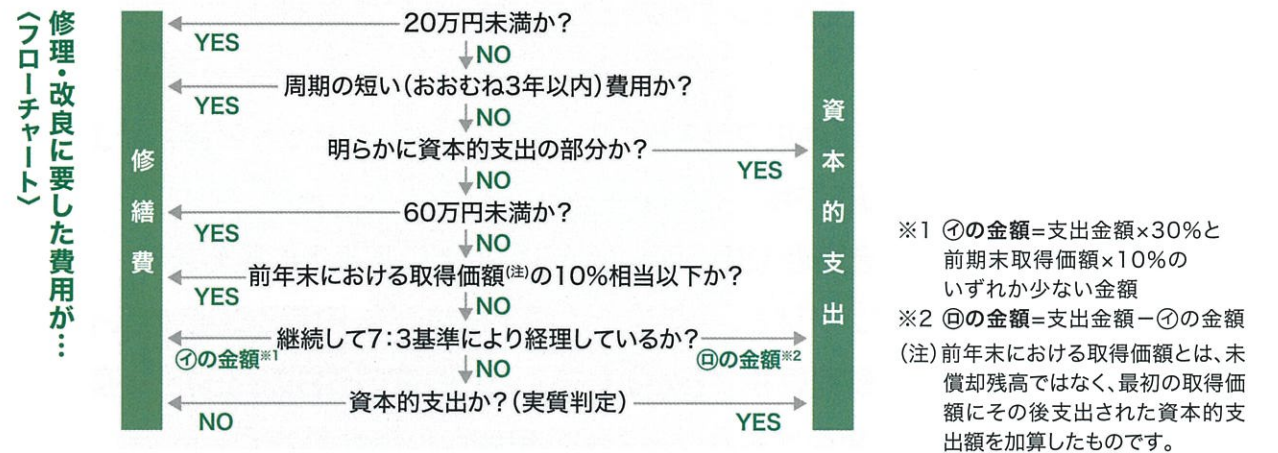
〈資産計上するものと経費計上するものの取得価額の境界〉

	取得価額等	区分	税務上の経費計上の扱い
①	10万円未満のもの、又は使用可能期間1年未満のもの	少額の減価償却資産	全額その期の経費計上
②	10万円以上で、かつ使用可能期間1年以上のもの	減価償却資産	資産計上の上、通常の減価償却
③	10万円以上20万円未満(③によらず②の扱いも選択可)	一括償却資産	資産計上の上、同じ期に事業供用した一括償却資産をまとめて3年で均等償却
④	30万円未満(青色申告の中小企業者のみの特例)	少額減価償却資産(年300万円を限度)	資産計上の上、取得価額全額をその期の経費計上可(令和4年3月31日迄供用に限り)

(注)10万円未満等の判定ですが、税込経理方式を適用している場合や消費税の免税事業者は、消費税込みの価格が取得価額となりますので、消費税込みの価格により判定します。

3 価値を高める修繕は資本的支出

アパート等の修繕のための支出は、原状を回復するための支出であれば、修繕費として全額経費計上します。一方で、その支出が資産としての価値を高めたり、耐久性を増すものであったりすれば、その金額は「資本的支出」とされます。この場合は、いったんその支出の金額を固定資産として計上し、減価償却していくこととなります。金額の大きさが問題ではありません。



4 火災共済(保険)金等の受取りがあった場合の修繕費

個人事業者が、火災・風水害・地震等の事故共済(保険)金(以下、事故共済金等という)を受け取った場合には、資産の損害に基づいて支払われるので非課税となります。それに対応して修繕費として支出した損害の額の取扱いは以下になりますのでご注意ください。

●損害の額>事故共済金等の額 の場合

……その超える部分の金額は、資産損失として不動産所得、事業所得等の必要経費となります。

●損害の額<事故共済金等の額 の場合

……修繕のための支出は不動産所得、事業所得等の必要経費とすることはできません。

●建物の機能を罹災前よりグレードアップしたような場合には、その部分についての支出は、修繕費とは認められず、「資本的支出」とされることもあります。

★経費にできるものは漏らさず計上して、今年の確定申告を乗り切りましょう。

営業職
必見!

ゴルフの 心髄



第40時限 1/4理論 クォーターゾーン PART I

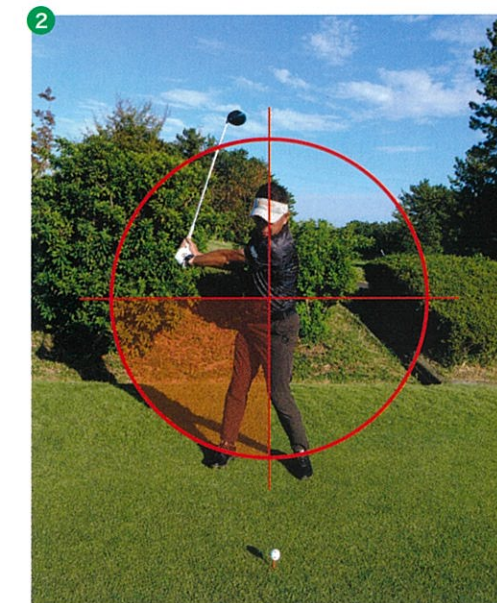
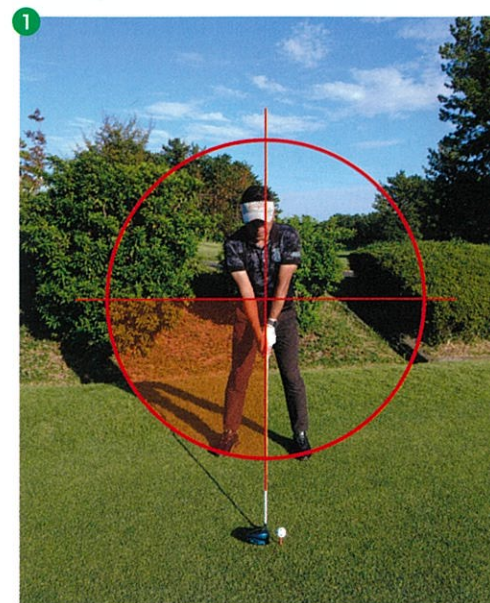
スイングは骨盤の回旋運動を上半身に伝え、両肩から腕に連動させることで完了するということをスイングの軸として紹介させて頂いてきました。

この基本となる回旋運動にプラスをして、さらにクリーンヒットの精度を上げる為のドリルの紹介です。

ゴルフスイングは円を描き(360度)ながら動いているように見えます。上級者やプロのスイングほど、そのように見えます。が、円弧360度のスイング中、どの位置を最重要視するかというと、360度のうちのたった90度位置がスイング中に発生するパワーの最も重要な位置なのです。

スイングの円弧360度の90度、つまり1/4。私はクォーターゾーンと呼んでいます。この1/4、クォーターゾーンの確立がボールを正確にヒットし、飛距離を出せるポイントとなります。

多くのゴルファーが円弧360度のスイングを描こうとするあまり、腕を主体に丸く振ってしまう為にインパクト近辺で手元が身体の正面より極端に左側にずれてしまい、大きく曲がるスライスボールが出たり、それをおさえようと身体の右側(右肩)が突っ込んで大きくフックボールになる等のミスを生じます。



イメージしやすいドリルの紹介です。アドレスをとり、ボールの前方に壁があり、そこに釘がささっており、ボールの頭を釘の頭に見立てて、9時~6時のクォーターゾーンの位置でクラブを動かし、釘を壁に打ち込んでいくイメージでスイングをして下さい。

9時~6時のクォーターゾーンの短いストロークで振っている割には、ボールにしっかりと当たり小さな動きでパワーが発生する打感を体感してください。



戸塚カントリー倶楽部所属

落合 祐(おちあい ゆう)

昭和42年4月21日生まれ 横浜市出身
日本プロゴルフ協会 ティーチングプロA級